

災害による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の避難情報が発令された場合の対応基準

令和5年4月 向笠小

I 台風、河川氾濫等の危険により避難情報が発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
向笠小学区内で避難情報が発令された地区がある場合（一地区でも発令されていれば該当します）	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、以下を原則に対応する。</u> ※下校が可能になった場合、避難情報発令地区の児童は保護者引渡し それ以外の児童は、安全に留意して下校
避難情報が学区内で発令されていない場合	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前10時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

II 土砂災害警戒情報が発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
向笠小学区内で避難情報が発令された地区がある場合（一地区でも発令されていれば該当します）	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、以下を原則に対応する。</u> ※下校が可能になった場合、自宅が警戒区域にある児童とそこを通る児童は保護者引渡し それ以外の児童は、安全に留意して下校
避難情報が学区内で発令されていない場合	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前10時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

※ 校区内で土砂災害警戒区域が含まれる地区…**笠梅、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井**

※ 避難行動とは…家庭での避難準備、避難所（指定避難所）への避難